公

告

告

目

第四千四百十号

示 次

○湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指 (環境保全課)

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………… (会計管理課) ::

○自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札 ○個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業 

税

務

課

: =

同

:  $\equiv$ 

(都市計画課) :: 県東 不 民 局)

県三 八民地域)

〇右

公安委員会

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格………… (交通企画課)

収用委員会

**監** 

理

課

::10

(

青森県告示第八十四号

平成三十年(金曜日)

間の欄に掲げるとおり定める。

八日環境庁告示第五十九号)別表2の1の②のウの表に掲げる類型をいう。

青森県告示第八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

部を次のように改正し、平成三十年二月十日から施行する。

平成三十年二月九日

: Æ

:

ᄪ 껃

青森県知事

三

村

申

吾

店株式会社みちのく銀行田向支

店株式会社みちのく銀行田向支 八戸市田向三丁目

当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、湖沼が該

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村

申

吾

るとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期 次の表の水域の欄に掲げる湖沼が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げ

十和田湖 水 (全域 域 生物A 該当類型 直ちに 達成期間 新井田川河口水域 指定水域の名称

備考

「該当類型」とは、 水質汚濁に係る環境基準について (昭和四十六年十二月二十

第二号の表中

: 五

八戸市大字田向

を

に改める。

<u>(四</u>)

自動車税減額通知書

# 自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

一年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

# 一般競争入札に付する事項

- 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務
- 2 入札説明書による。
- 3 業務期間 平成三十年四月二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 作成予定数量

自動車税納税通知書 自動車税納税通知書(データ印字のみ) (封筒及びチラシ作成、 封入封かんあり)四十万二千通 三万六千通

自動車税納税通知書兼減免通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり)

三千通

三百通

自動車税口座振替不能通知書兼督促状(封筒及びチラシ作成、封入封かんあ

(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり)

自動車税催告書

(封筒作成、封入封かんあり)

自動車税徴収引受通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 三万一千通

一万九千通

6

# 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資 の一の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の
- 営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の
- 4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS1―128(旧UC

印刷設備を青森県内に有している者であること。

印字をすることができる者であること。 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること

C/EAN―128)バーコード)及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び

- 三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- 1 求められた場合には、これに応じなければならない。 請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を について、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有すること (以下「申請書」という。) に関係書類を添えて、青森県総務部税務課長に申

### 関係書類

- たもの 十種類 コード (GS1-128 (旧UCC/EAN-128) バーコード) を印字し 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマ 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バー
- バーコードを印字したもの 十種類
- 3 提出部数 各二部
- 提出期限 平成三十年三月二日

一万通

4

5 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七—七二二—一一一一(内線二一六二)

審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の

四

青森県総務部税務課税務電算グループ

〇一七—七二二—一一一 (内線二一六二)

- Ŧi. 入札及び開札の場所及び日時
- 場所 青森市長島一丁目一の一

1

青森県庁舎西棟 六階 C会議室

2 日時 平成三十年三月二十七日 午後一時三十分

その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項 原則として三回を限度とする。

八 平成三十年四月二日 契約書の取り交わしの時期

単価契約につき不徴収

九 落札者の決定方法

を落札者に決定する。 金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者 した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら 入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2

反した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする。

3 入札書の記載方法

当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金 額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相 通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

入札手続の停止等

平成三十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につい

て停止等の措置を行うことがある。

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

- 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による
- 業務期間 平成三十年四月二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 作成予定数量

3

個人事業税納税通知書 (封筒及びチラシ作成、 封入封かんあり

五千五百通

個人事業税第二期分納付書 (封筒及びチラシ作成、封入封かんあり 四千四百通

のみ) 不動産取得税納税通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、 一万七千八百通 一部封入

 $(\Xi)$ 

 $(\Box)$ 

通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資 の一の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の

2

3 印刷設備を青森県内に有している者であること。 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の

4 印字をすることができる者であること。 C/EAN-128) バーコード) 及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS1―128 (旧UC

入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。 青森県総務部税務課長に申請し、 競争入札参加資格審査申請書(以下 について、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託一般 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有すること 審査を受けなければならない。なお、当該申請 「申請書」という。)に関係書類を添えて、

県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バー

関係書類

たもの 十種類 コード(GS1―128(旧UCC/EAN―128)バーコード)を印字し

バーコードを印字したもの 十種類 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマ

る自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書を提三(平成三十年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札に係

3 提出部数 各二部

出した者は、

前記一及び二の提出を要しない。

提出期限 平成三十年三月二日

4

5 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七—七二二—一一一一(内線二一六三)

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

電話(○一七―七二二―一一一一(内線二一六三)青森県総務部税務課税務電算グループ

入札及び開札の場所及び日時

Ŧī.

1

青茶県庁舎西東 六皆 CAC 美場所 青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎西棟 六階 C会議室

日時 平成三十年三月二十七日 午後二時

3 2

その他
郵送又は電送による入札は、認めない。

入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成三十年四月二日

九 落札者の決定方法

│ した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算

を落札者に決定する。 金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者

十 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の条件

者は、入札に参加できない。 平成三十年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札の落札

入札の無効

3

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

入札書の記載方法

は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相

5 入札手続の停止等

て停止等の措置を行うことがある。
平成三十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につい

換地処分

戸市から八戸都市計画事業売市第二土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、八

平成三十年二月九日

届出があったので、

同条第四項の規定により公告する。

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る 建設業者の許可を取り消したので、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成三十年二月九日

商号又は名称 五山建設工業株式会社

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 船橋誠

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 青森市浪打二丁目二の八

許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一〇〇七四〇号

四

六 Ŧī. 取消年月日 平成三十年一月二十二日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ŋ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成三十年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

# 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

平成三十年二月九日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

商号又は名称 八戸鉄工建設株式会社

代表者の氏名 中里明光

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目六の一七

許可番号 青森県知事許可(般—二九) 第一〇〇一号

几

五. 取消年月日 平成三十年一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、 舗装工事業、 機

> 械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 取消しの原因となった事実

七

する。 出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当 平成二十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

### 安 委 員

# 青森県警察本部長告示第七号

三項において準用する令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。 う。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方 法等を次のとおり定めたので、令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第 における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」とい を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合 運転管理者等講習(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二第一項第 日から平成三十一年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約(安全 条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成三十年四月一 号に規定する講習をいう。)業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七

平成三十年二月九日

青森県警察本部長 住 友

仁

## 競争入札参加資格

1 いものとする。 県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しな 十号。以下「道交法施行規則」という。)第三十八条の三前段に規定する者で、 資格審査の対象となる者は、 道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六

く。 ) 人又は未成年者であって、 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐 契約締結のために必要な同意を得ているものを除

理人として使用する者 間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代 する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、 令第百六十七条の四第二項各号(令第百六十七条の十一第一項において準用 競争入札参加資格を停止された期

七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。) 暴力団 営業に関し許認可等を必要とする場合で、 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 当該許認可等を受けていない者 (平成] 三年法律第

(<u>Fi.</u>) 次に掲げる者に該当する者

暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)

イ は第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力 得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が自己若しく ず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加し を利用したと認められる者 ている役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人 (支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わ 役員等 (法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、 法人

の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で たことに関し金品その他財産上の利益の供与(以下この号において「金品等 相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用し

団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認めら 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力

役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 あってはA、百五十万円以上二千万円未満にあってはA又はB、 の結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれか に格付された者であって、 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、そ B又はCをいう。 当該契約の予定金額に対応する等級(二千万円以上に 以下同じ。)の格付にある者とする。 百五十万円未満

# 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前二年の各事

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

ア ける自己資本額 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算 (純資産の部の合計額 (以下「決算」という。 )にお

決算における事業に従事する職員数

イ

経営比率

したものをいう。) 決算における流動比率 (流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表

### 営業年数

(四)

審査基準日までの営業年数

### (H.) 障害者雇用状況

事している者をいう。)の雇用人数とする。 規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従 外の事業主にあっては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に は所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以 |障害者雇用促進法||という。) 第四十三条第七項に規定する事業主にあって 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。

### (六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・140

# 01) の認証取得の有無

競争入札参加資格の特例

定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることが ため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予 契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数である

# 資格審査の申請の時期

平成三十年二月九日から同月二十三日までとする。

りではない。 ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、 この限

### 四 資格審査の申請の方法

1 書」という。)に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請

提出して行わなければならない。

- 経営規模等総括表 (様式第二号
- 商業登記事項証明書の原本又は写し
- 財務諸表 貸借対照表、 (審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの) 損益計算書
- <u>(四</u>) 納税証明書 (審査基準日直前の事業年度一年分)

ての納税証明書 所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)等全 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税 (申請者の

許認可証等の写し

当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し 契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、

- 障害者雇用状況報告書等の写し
- ISO認証取得登録証の写し
- 役員等一覧表(様式第三号)
- するもの) その他必要書類(道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要
- するものとする。 類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付 申請書及び1の三の財務諸表は、日本語で作成し、1の四から出までの添付書
- 3 第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算 1の添付書類の金額欄については、 記載しなければならない。 出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令
- Ŧi. 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、 五の規定による資格審査の結果の通知に

いて指定する日から平成三十三年三月三十一日までとする。

七 したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更 申請書の記載事項の変更届等 (休・廃業) 届 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止 (様式第四号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、

青森県警察本部長に提出しなければならない。

ある場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表 ただし、 1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するもので (様式第三

商号又は名称

号)を添付するものとする。

- 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
- 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

3 2

- その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項
- 競争入札参加資格の更新手続

四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等 に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。 競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十三年二月に予定している同年  $\widecheck{\mathbb{H}}$ 

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第1号

檪 ≕ 蓼 俽  $\forall$ 喍 뻮

礟

#

申請者 所在地又は住所 商号又は名称

代表者職氏名

프

競争入札参加資格審査申請書

とを誓約します。 る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請 します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないこ 青森県が締結する役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習業務に限る。)に係

希望する業種(複数業種記入禁止)

役務の提供

希望する業務

希望する 業 種

希望する 業 務

茁

者

の所在地

主たる営業

本申請の

所 住所又は

在 地

商は

又称

₩ 声 リガナ

0

삡

様式第2号

併

田

Ш

経 胍 戡 模 翀 総

柏

表

		審査値
	継続	
供		
務の提供	新規	
) 役	分	
区分	×	

											$\rightarrow$
役務の提供	メールアドレス	部署名		٦١		<b>⊥</b>		1 1 1 1			提供
提供								] ] ] ]			
								1			
		担当						; ; ; ;			
		担当者名						1		ı	
			Ŧ	曲	Ŧ	画	4	# Z	14		
	F	血	FAX番号	話番	FAX番号	言話 番		2 <del>4</del> 2 F			
	F A X番号	電話番号	番号	号	番号	<b>号</b>	д	<b>∀</b> ±	華		
	Ę.	7									

		淮	)14001)	(ISO9001 又∤\$ ISO14001)	(ISO90	有	得	証取		S O	Ι	
	人	言者数	雇用障害者数	進	之 有	法定雇用率達成		7	Ĥ			
	維	有	務	障害者雇用状況報告義務	福用制	孝量薊	Ť	田井	刺	生者	5 暑	
	年	年月	年 月~	月日	年	年 月 日	3	-		}	Ι	
	通算年数	朔間	営業中断期間	現組織変更日	現組織	創業日	举	角		株	嘭	
	/8	Г	) H	)		流動負債(	1	Z		B	哲	
	0/	 	× 1 0 0 =	J		流動資産(	ł	E		Ĭċ	â	
	人	人		$\succ$		$^{ m  imes}$	效		I		雅	Ι.
	빡	他	20	事務関係職員	事務	技術関係職員	类				4	_
			本金額)	(次年度繰越純資本金額)	(次年度	総資産合計	<b>H</b>	÷	河	[	Π	
				(元入金)		資本金	拉	+	Š	Ц	ľ	
							Ä	20	XW	9	>	
務	$(\mathbb{Q} + \mathbb{Q}) / 2$	(	2		Θ		領額	産売	用間	対け	4 ⊀	
贫	平均生産額		直前第1年度決算	直前第1	決算	直前第2年度決算	Ì	ł	-	ī	ł	_
Ū	(単位:千円)											1

太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1 5		1 4		1 3		1 2		1 1		1 0		9		8		7		6		5		4		ω		2		Н	•
			〒		₸		〒						〒				〒						〒						干
FAX番号	電話番号	FAX 番号	電話番号																										

様式第3号

贫

嶽

 $_{\nu}\mathbb{H}$ ت

₩4

生年月日

帝

肥

### 贫 継 霓

表

商号又は名称:

平成 併 Ш 日現在

Ξ	注 1
(1) 法人にあっては、	この表には、
	次に該当す
商業登記事項証明書	次に該当する者について記載すること。
(現在事項全部	記載すること。

- Ξ 『証明書》記載の全役員
- (2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と 同等の責任を有する者
- (3) 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する 地位にある者を含む。)をいう。) 者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る
- 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 注3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第4号

≕ 蓼 熊 K 喍 Ħ 礟

1

楪

申請者 所在地又は住所 商号又は名称

代表者職氏名

競争入札参加資格審查申請書記載事項変更(休·廃業)

M

記載事項について下記のとおり変更したので

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

次のとおり営業を 朱 業 • 廃業 したのぐ

届け出ます。 なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

뺍

記載事項変更

終
川
事 I
承
窓
浬
前
変
浬
溆
変
浬
Д
ш
備
淅

0 休・廃業

休業期間

廃止月日

併

併 Ш

Ш

併

Ш

Ш

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

### 収 用 委 員

公示による通知

併

圧

Ш

書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第 六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の

프

よる通知を行う。

平成三十年二月九日

青森県収用委員会会長

赤

津

重

光

通知すべき書類の名称 審理の開始について(通知)

通知を受けるべき者

別表のとおり

通知すべき書類の保管場所

 $\equiv$ 

青森県県土整備部監理課内

四 その他

みなされます。 一の書類は、平成三十年二月二十二日を経過した時をもって通知があったものと

別表

土地所有者不明 ただし、登記記録の所有 者 遺藤 治雄	氏 名
東京都台東区谷中七丁目11番11号	住 所

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 一番 一 県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭